

桑名市告示第 277 号

桑名市金額入り設計書の情報提供に関する要綱を次のように定める。

令和 7 年 12 月 26 日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市金額入り設計書の情報提供に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、桑名市情報公開条例（平成29年桑名市条例第 1 号）第24条に規定する情報提供施策の充実を図るため、市が請負契約を締結した建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び維持業務（樹木維持業務及び除草業務をいう。）委託並びに測量、建設コンサルタントその他の建設工事に係る業務委託をいう。以下同じ。）に係る金額の記載された設計書（以下「金入り設計書」という。）の情報提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の対象)

第 2 条 情報提供の対象は、市が請負契約を締結した設計金額50万円以上の建設工事等の金入り設計書とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する金入り設計書は、この告示による情報提供の対象外とする。

- (1) 桑名市情報公開条例第 7 条各号のいずれかに該当する不開示情報が含まれているもの
- (2) 隨意契約により請負契約を締結したもの
- (3) 変更設計に係るもの

2 情報提供する金入り設計書は、設計内訳表及びこれに相当するものとする。ただし、公告等で事前に明らかになっているものは除く。

(情報提供の方法及び時期等)

第 3 条 情報提供は、対象となる建設工事等の請負契約を締結した後、建設工事等を所管する課又はこれに相当する組織において市のホームページに掲載することにより行う。

2 前項により市のホームページに掲載した金入り設計書の掲載期間は、請負契約を締結した日の属する年度の翌年度末までとする。

(その他)

第 4 条 この告示に定めるもののほか、金入り設計書の情報提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。